

## 令和 7 年瑞穂町農業委員会 10 月 総会

令和 7 年 10 月 23 日、令和 7 年瑞穂町農業委員会 10 月 総会が瑞穂町役場 2 階 会議室 2-1、2-2 にて開催された。

### 農業委員会委員

1番	榎本 雄一	2番	山田 明弘	3番	青木 一幸	4番	鈴木 正実
5番	坂田 敬一	6番	中野 高雄	7番	古川 宗昭	8番	西村 一彦
							【欠席】
9番	村山 正信	10番	細渕 日出夫	11番	吉岡 昭夫	12番	上野 勝

### 農地利用最適化推進委員

田中 俊明	長谷部 冬樹	雨宮 尚幸
-------	--------	-------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	水村 探太郎	農政係長 (書記)	田中 悠也 【欠席】
農政係	宮野 裕城		

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 議案第 1 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行って  
いる旨の証明について

議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開 会 午後 1時26分

- 議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和7年瑞穂町農業委員会10月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。
- 議長 (上野 勝 君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番委員の吉岡 昭夫さんと1番委員の榎本 雄一さんを指名いたします。
- 議長 (上野 勝 君) 日程第2、諸報告を事務局よりお願ひいたします。
- 事務局 (宮野 裕城 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。
- 議長 (上野 勝 君) 日程第3、議案第1号番号1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
- 事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。
- 議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。
- 農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は10月16日(木)午後2時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ナス、キュウリ、トマト、ダイコン、ハクサイ等を栽培しています。耕作面積は約25aです。農業従事者は本人、母です。農業従事日数は本人が150日、母が300日です。所有機械は、耕運機2台です。販路につきましては自家消費です。申請地の営農計画ですが、ナス、キュウリ、トマト、ダイコン、ハクサイ等を栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。
- 議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。
- (「質疑なし」との声あり)
- 議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第1号、番号1について申請のとおり決す

ることに賛成の方は举手願います。

(举手多数)

議長 (上野 勝 君) 举手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は10月16日(木)午後3時より行いました。調査委員は、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、花苗を栽培しています。耕作面積は約8a。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が360日、妻が200日です。所有機械は軽トラック1台、管理機1台、動力噴霧器1台等です。販路につきましては直売、通信販売です。取得農地の営農計画は花苗を栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は直売、通信販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言お願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付すことによりよろしいでしょうか。賛成の方は举手をお願いします。

(举手多数)

議長 (上野 勝 君) 举手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号2、農地中間管

理事事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第2号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

11番委員

(吉岡 昭夫 君) 議案第2号、番号2農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は10月16日(木)午後3時20分より行いました。調査委員は、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ブロッコリー、ハクサイ、キャベツ、葉ネギ等を栽培しています。耕作面積は約100a。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が300日、妻が200日です。所有機械はトラクター1台、マルチヤー1台、管理機1台、耕運機1台等です。販路につきましては量販店、直売所、学校給食です。取得農地の営農計画はブロッコリー、ハクサイを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店、直売所、学校給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第2号番号3、農地中間管理事業の推進に関する

法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

1番委員 (榎本 雄一 君) 議案第2号、番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は10月16日(木)午後3時40分より行いました。調査委員は、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、ブロッコリー、キャベツ、小玉スイカ等を栽培しています。耕作面積は約65a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が330日です。所有機械はトラクター1台、動力噴霧器1台、チッパー1台等です。販路につきましては量販店です。取得農地の営農計画はネギ、ブロッコリーを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言お願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員会 (長谷部 冬樹 君) 議案第 3 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 10 月 16 日 (木) 午後 2 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇 の現在の営農状況ですが、シクラメン等を栽培しています。耕作面積は約 3a です。農業従事者は本人、妻、父です。農業従事日数は本人が 320 日、妻が 150 日、父が 320 日です。所有機械は、トラクター 1 台、トラック 1 台等です。販路につきましては、直売です。申請地の営農計画ですが、花壇苗を栽培予定です。通作距離は車で 3 分です。販路は直売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。番号 3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終りました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。続きまして、報告第 2 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終りました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和7年瑞穂町農業委員会10月総会を閉会といたします。

閉会 午後 1時50分

議

長

第 11 番 委 員

第 1 番 委 員